

# 飯塚市止水板設置費補助制度について

市内における家屋等の浸水被害の防止又は軽減を図るため、住宅等の出入口などに止水板の設置及びこれに伴う関連工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

## 対象地域

市内全域

## 対象施設

市内の住居及び事務所等（建築基準法第2条第1号に規定する建築物）※ただし、販売を目的とした建築物等は除きます。

## 対象者

建築物に、止水板設置等又は関連工事を行う所有者又は使用者。  
（ただし、使用者は所有者の同意を得た場合に限る）

## 対象経費

- ①止水板 浸水に耐える丈夫な材質で、取外しや繰り返し使用が可能な商品として販売されているもの
- ②関連工事 止水板の設置を行う工事

## 補助金の額

止水板の購入、設置工事に要した費用の2分の1に相当する額とし、30万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

## 申請手続き

- ①交付申請 交付申請書に必要書類を添えて提出してください。
- ②交付決定 書類を審査し、交付決定通知書を送付します。
- ③工事着手 交付決定通知書が届きましたら、工事を開始してください。
- ④完了報告 工事終了後、完了届に必要書類を添えて提出してください。  
※必要に応じて、設置状況の現地確認を行います。
- ⑤補助確定 ④の書類を審査し、補助金確定通知書を送付します。
- ⑥請求 補助金確定通知書が届きましたら、請求書を提出してください。
- ⑦補助金交付 市は請求書を受領次第、申請者の口座に補助金を振り込みます。

※申請の流れ及び必要書類については、裏面「飯塚市止水板設置費補助金申請の流れ」を参照してください。

# 飯塚市止水板設置費補助金申請の流れ

## ① 交付申請

「飯塚市止水板設置費補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。

- 【必要書類】 位置図及び写真    平面図    委任状  
承諾書    宣誓書及び同意書  
止水板等の使用が明示されている図面類  
工事見積書  
建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に基づく検査済証  
（市税納付状況確認について同意しない場合）市税の滞納がないことを証する書類 など  
その他市長が必要と認める書類

## ② 交付決定

市は、①で提出された書類を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。

## ③ 工事着手

市から補助金交付決定通知書が届きましたら、工事を開始してください。

## ④ 完了報告

工事が完了した後、「飯塚市止水板設置費補助金実績報告書」に必要書類を添えて提出してください。

- 【必要書類】 領収書の写し  
工事写真（工事着工前、工事中、工事完了後）  
その他市長が必要と認める書類

※必要に応じて、設置状況の現地確認を行います。

## ⑤ 補助確定

市は、④で提出された書類を審査し、補助金確定通知書を送付します。

## ⑥ 請求

市から補助金確定通知書が届きましたら、請求書を提出してください。

## ⑦ 補助金交付

市は請求書を受領次第、申請者の口座に補助金を振り込みます。